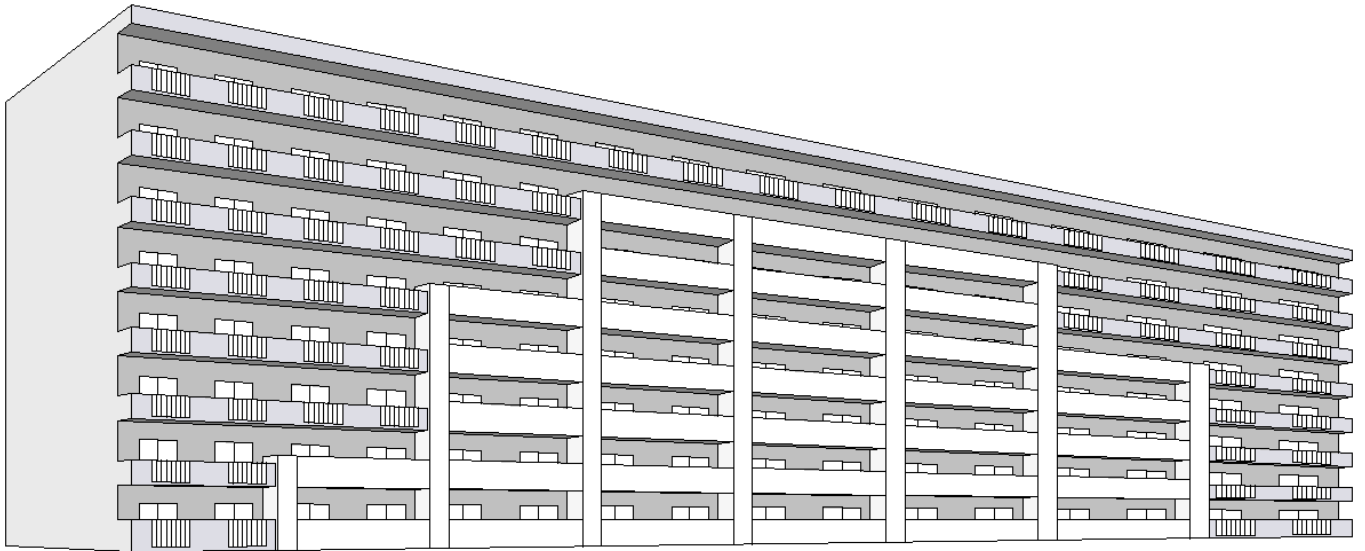


茨木市共同住宅

耐震診断・設計・改修等補助制度



- | | |
|---------|--------------------------------------|
| ●耐震診断 | 【分譲】最大 125 万円補助
【賃貸】最大 100 万円補助 |
| ●耐震改修設計 | 【分譲】最大 300 万円補助
【賃貸】最大 150 万円補助 |
| ●耐震改修工事 | 【分譲】最大 2500 万円補助
【賃貸】最大 2000 万円補助 |
| ●除却工事 | 【分譲】最大 2000 万円補助
【賃貸】最大 1000 万円補助 |

△ 設計や改修工事等が同一年度内に完了しない見込みの場合は事前にご相談ください△

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受け、建てられた共同住宅が対象です。

注) 昭和 56 年 5 月 31 日以降に増改築されている場合は対象外となります。

耐震診断補助制度

【対象となる共同住宅】

- ・現に居住し、又は居住しようとするもの
- ・本補助金以外の補助金等を受けていないもの

※ただし、要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物は除く。

【補助金額】

建築物用途	補助割合	補助限度額
共同住宅（分譲・賃貸）	耐震診断に要する費用の 1 / 2	1 戸当り 25,000 円又は 1 棟当り 1,250,000 円（賃貸については、 1,000,000 円）のいずれか少ない額

耐震改修設計補助制度

【対象となる共同住宅】

- ・現に居住し、又は居住しようとするもの
- ・居住部分の床面積が延べ床面積の 1 / 2 を超えているもの
- ・耐火又は準耐火建築物で、地階を除く階数が 3 以上で、かつ延べ床面積が 1,000 平方メートル以上のもの
- ・建築基準法に基づく命令を受けているなど違法状態にないもの
- ・補助対象事業について本補助金以外の補助金等を受けていないもの

【補助金額】

建築物用途	補助割合	補助限度額
共同住宅（分譲・賃貸）	耐震改修設計に要する費用の 2 / 3	1 棟当り 3,000,000 円（賃貸については、 1,500,000 円）

耐震改修等補助制度

【対象となる共同住宅】

- ・上記耐震改修設計補助制度と同じ

【補助金額】

建築物用途	補助割合	補助限度額
分譲共同住宅	耐震改修工事等に要する費用の 1 / 3	1 棟当り 25,000,000 円（除却工事の場合は、 20,000,000 円）
賃貸共同住宅		1 棟当り 10,000,000 円

※耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修等の補助額は、延床面積に応じて計算した額と比較していずれか低い額が補助限度額となります。詳しくはお問い合わせください。

手続きの流れ

① 事前相談

交付申請される前にご相談ください。
建築確認済証、登記事項証明書等があればご持参ください。

△設計や改修工事等が同一年度内に完了しない見込みの場合は事前にご相談ください。△

申請期限：令和5年1月31日

② 補助金交付申請

必要書類を添えて、交付申請書を提出してください。
申請書の内容を確認後、補助金の交付を決定し、通知します。
(申請から約2~3週間で通知します。)
※交付決定前に、契約・着手されますと補助金の対象となりません！

補助金交付決定通知の送付

③ 耐震診断・

耐震改修工事等の着手

【耐震診断】交付決定通知書を受け取ってから着手し、
着手後は直ちに着手届を提出してください。

【耐震改修工事】工事中に市職員による中間検査を実施します。

④ 耐震診断・耐震改修工事等の完了

報告期限：令和5年2月20日

⑤ 実績報告書

耐震診断又は耐震改修工事等の完了後、必要図書を添えて報告書をすみやかに提出してください。※完了後、30日以内に提出して下さい。

補助金額確定通知の送付

⑥ 補助金請求

補助金交付請求書を提出してください。

申請者の銀行口座へ補助金を振込み

⑦ 補助金受領

代理受領制度の利用が可能です！

■代理受領制度とは

市が交付する補助金について、申請者（所有者）に代わって、耐震診断等を実施した業者が受け取ることができる制度です。

この制度を利用することで、申請者は診断費用等から補助金を差し引いた額を用意すればよいので、診断等に係る立替費用の負担が軽減されます。

※代理受領できるのは、申請者との契約による耐震診断

・改修等を実施した業者に限ります。

※代理受領者の同意が必要です。

補助金を差し引いた
金額でOK！

時間差があるけど最終的に
もらう金額は同じ！



申請者



業者



市役所



茨木市

【お問合せ先】

茨木市 都市整備部 居住政策課

電話：072 (655) 2755、FAX：072 (620) 1730

E-mail：jutaku@city.ibaraki.lg.jp

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号（市役所南館5階）